

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
政府による避難等の指示等に係る損害について			
営業損害（法人・個人事業主さま（林業者を含む））	<input type="checkbox"/> 以下の要件の全てをみたま ①農業・漁業以外の事業を営む法人・個人事業主さま ②政府による避難指示等以前に事業を開始されている（されていた）法人・個人事業主さま ③「避難等対象区域」内で事業の全部又は一部を行っている（行っていた）法人・個人事業主さま	避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費 - 給料賃金・地代家賃) × 減収率 ※1 「避難等対象区域」内の事業所分をお支払い ※2 実際にご請求対象期間において給料賃金、地代家賃を支払われている場合には、実費を加算してお支払させていただきます ※3 減収率=(過年度の同期間における売上高-ご請求対象期間における売上高)÷過年度の同期間における売上高 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 事業許可証 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)実費を証する書類 領収書 等
営業損害（農業）	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」内において、平成23年3月11日時点で農業を営んでおり、避難等により損害を被られた法人・個人事業主さま	避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 耕作できなかった面積 × 面積当たりの期待所得 + 助成金相当額 + 廃棄数量 × 予定取引単価 - 出荷にかかる費用 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 仮払い継続分 ----- (畜産の場合) 避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 飼育頭数 × 一頭あたりの期待所得 + 飼育頭数 × 評価額 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)農業を営まれていること等を証する資料 農地基本台帳記載事項証明書 (3)家畜を飼育していることを証する資料 個体識別番号 (4)実費を証する資料 領収書 等
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」内において、平成23年3月11日時点で漁業を営んでおり、避難等により損害を被られた法人・個人事業主さま	避難指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○避難指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)漁業を営まれていることを証する資料 漁業従事者証明 (3)従前の収入金額を証する資料 過去の水揚伝票 (4)実費を証する資料 領収書 等
財物価値の喪失又は減少等	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」の財物の所有者で、「本件事故」に関して当該財物の価値が喪失又は減少した方	→ 避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、当社事故の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	
政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 漁業、内航海運業、旅客船事業、航空運送事業を営んでおり、航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い損害を被られた法人・個人事業主さま	航行危険区域等の設定に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○航行危険区域等の設定に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ ご請求額は、損害の実態等に即してご算定いただきます ○追加的費用 ・実費をお支払い	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (3)実費を証する資料 領収書 等

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に伴い減収等が生じた事業者さまの被用者の方で、当該区域内での航行等が不能等となったことにより当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	(1) 就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2) 従前の収入金額を証する資料 給与明細 等
政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害について			
営業損害（農業）	<input type="checkbox"/> 「避難等対象区域」外の出荷制限指示等対象地域の耕作地にて、政府等による出荷制限指示等の対象となる品目を生産する農業者である法人・個人事業主さま ※ 茶、畜産物を産出している方につきましては、原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます。	出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) 1) 収穫後、市場等に出荷したが返品された場合：返品がなかったとみなした場合の売上全額をお支払い $逸失利益 = 対象品目の実績出荷量 \times 実績出荷単価$ 2) 収穫後、市場等に出荷できなかった場合：全て出荷できたとみなした場合の予定売上額をお支払い $逸失利益 = 対象品目の出荷予定量 \times 予定取引単価$ 3) 収穫前に廃棄せざるを得なかった場合(圃場廃棄)：全て出荷できたとみなした場合の予定売上額から出荷にかかる予定費用を控除した額をお支払い $逸失利益 = 対象品目の実績廃棄数量 \times 予定取引単価 - 出荷にかかる費用$ 4) 出荷制限指示等により作付けを断念した場合：作付けしていれば得られたであろう所得をお支払い $逸失利益 = 対象品目の予定生産数量 \times 予定取引単価 \times 期待所得率$ ※1 予定取引単価は、直近の仕切単価等 ※2 出荷にかかる費用は、予定取引額合計に統計データにもとづく標準料率30%を乗じた金額(又は個別証明書類にて証明いただいた金額) ※3 期待所得は、統計データにもとづく予想売上高から予想費用を控除して計算される所得 $期待所得率 = (単位面積あたり予想売上高 - 単位面積あたり予想費用) / 単位面積あたり予想売上高$ (期待所得率は品目ごとに算出) ○追加的費用 ・実費をお支払い 農作物の廃棄費用、放射線検査費用、出荷制限指示等に伴い負担を余儀なくされた費用等	(1) 身分を証する書類 法人さま：商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま：住民票 (2) 農業を営まれていることを証する書類 農地基本台帳記載事項証明書 (3) 従前の収入金額を証する資料 法人さま：決算書 個人事業主さま：確定申告書 (4) 出荷量を証する書類 出荷伝票 (5) 取引単価を証する書類 直近の仕切書 (6) 廃棄の事実、数量を証する書類 廃棄伝票 (7) 実費を証する書類 領収書 等
営業損害（漁業）	<input type="checkbox"/> 操業自粛要請等に基づき操業を自粛したことにより、損害を被られた漁業者である法人・個人事業主さま	操業自粛要請等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○操業自粛要請等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 過去の平均漁獲高 - 過去の平均経費 + 現実に支出した費用 ○追加的費用 ・実費をお支払い ※ 原則として生産者団体等を通じた集約分として受付させていただきます	(1) 身分を証する書類 法人さま：商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま：住民票 (2) 漁業を営まれていることを証する資料 漁業従事者証明 (3) 従前の収入金額を証する資料 過去の水揚伝票 (4) 実費を証する資料 領収書 等
営業損害（加工・流通業）	<input type="checkbox"/> 政府等による出荷制限指示等が出された時点で対象となる品目をすでに仕入れ又は加工していた加工・流通業者である法人・個人事業主さま	出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○出荷制限指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 対象品目又は加工品の廃棄数量 × 予定販売単価 - 出荷にかかる費用 ※1 予定販売単価は、既に受注が入っていた場合は当該単価、受注前の場合は直近の実績販売単価等 ※2 出荷にかかる費用は、予定販売額合計に統計データにもとづく標準料率5%を乗じた金額(又は個別証明書類にて証明いただいた金額) ○追加的費用 ・実費をお支払い 製品・商品の廃棄費用、放射線検査費用、出荷制限指示等に伴い負担を余儀なくされた費用等	(1) 身分を証する書類 法人さま：商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま：住民票 (2) 事業を営んでいたことを証する書類 納税証明書 (3) 従前の収入金額を証する書類 法人さま：決算書 個人事業主さま：確定申告書 (4) 廃棄の事実、数量を証する書類 廃棄伝票 (5) 予定価格、数量を証する書類 直近の仕切書 (6) 実費を証する書類 領収書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等の対象となった事業者さまの被用者の方で、当該出荷制限指示等により当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	
検査費用（物）	<input type="checkbox"/> 出荷制限指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主さま	○出荷制限指示等に基づく検査費用 ・実費をお支払い	(1) 実費を証する資料 領収書 等

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
その他の政府指示等に係る損害について			
営業損害	□政府が当社事故に関し行う指示等に伴い、当該指示等に係る行為の制限を余儀なくされる等により損害を被られた法人・個人事業主さま	政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○政府が当社事故に関し行う指示等に伴う減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ ご請求額は、損害の実態等に即してご算定いただきます ○追加的費用 ・実費をお支払い	(1)身分を証する資料 法人さま:商業法人登記簿 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいたことを証する資料 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する資料 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)実費を証する資料 領収書 等
就労不能等に伴う損害	□政府が当社事故に関し行う指示等の対象となった事業者さまの被用者の方で、当該指示等により当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2)従前の収入金額を証する資料 給与明細 等
検査費用(物)	□政府が当社事故に関し行う指示等に基づき検査を行った法人・個人事業主さま	○政府が当社事故に関し行う指示等に基づく検査費用 ・実費をお支払い	(1)実費を証する資料 領収書 等
いわゆる風評被害について			
農業の風評被害	□次に掲げる農業者さまのうち、「本件事故」以降に現実 に 生じた風評被害を被られた法人・個人事業主さま ①農産物(茶及び畜産物を除き、食用に限る): 福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉の各県の耕作地 にて農産物を産出している方 ②花き: 福島、茨城、栃木の各県の耕作地にて花きを産出 している方 ※ 茶、牛肉を産出している方につきましては、原則と して生産者団体等を通じた集約分として受付させてい たいただきます。	風評被害による損害(逸失利益) + 追加的費用 ○風評被害による損害(逸失利益) ・逸失利益 = 前年取引高合計 × 価格下落率 ※1 価格下落率は、被害対象県の平均価格変動率と被害対象県を除く全国の平均価格変動率の差 (価格下落率は品目群ごと、月ごと、被害対象県ごとに算出) ※2 出荷制限指示等の対象品目の出荷制限等期間にかかる損害は、風評被害による損害の賠償対象には含まれません ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)農業を営まれていることを証する書類 農地基本台帳記載事項証明書 (3)従前の収入金額を証する資料 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)実費を証する書類 領収書 等
農林水産物の加工業・食品製造業・流通業の風評被害	□次に掲げる農林水産物の加工業者さま及び食品製 造業者さまのうち、「本件事故」以降に現実 に生じた 風評被害を被られた法人・個人事業主さま ①主たる事務所又は工場が福島県に所在する方 ②主たる原材料が風評被害の認定の対象となる農林 水産物又は牛肉である産品等を取扱う方 ③摂取制限措置(乳幼児向けを含みます)が現に講じ られている水を原料として使用する食品を取扱う方 □風評被害の認定の対象となる農林水産物又は牛肉 並びに上記①～③に掲げた方が加工・製造した産品 等を継続的に取扱っていた流通業者さま(農林水産 物の加工品の流通業を含みます)のうち、「本件事 故」以降に現実 に生じた風評被害を被られた方	風評被害による減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○風評被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上高減少額 × 貢献利益率 ※ 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(材料費、直接労務費など)を控除して計算される利益 貢献利益率 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) / 売上高 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)賠償対象期間の売上高を証する書類 月次残高試算表 (5)実費を証する書類 領収書 等
観光業の風評被害(4県内)	以下の要件のすべてをみたま □福島県(「避難等対象区域」外)、茨城県、栃木県、群 馬県に事業所が存在する法人・個人事業主さま □主として観光客を対象として営業(観光業)を行って いる法人・個人事業主さま	風評被害による減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○風評被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 基準となる売上高 × 貢献利益率 × (売上減少率 - 「本件事故」以外の要因による売上減少率) ※1 対象となる事業所分をお支払い ※2 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(商品仕入費用、代理店手数料など)を控除して計算される利益 貢献利益率 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) / 売上高 貢献利益率は実績利益率(確定申告書等に基づき算出)と、平均利益率(業種別に中小企業実態基本調査(平成21年 度実績)の数値を用いて算出)とがあります ※3 売上減少率 = (基準となる売上高 - 対象期間の売上高) / 基準となる売上高 ※4 「本件事故」以外の要因による売上減少率は、阪神淡路大震災において4県と同程度の影響を受けたと想定される 地域の震災後の観光客数・観光消費額等の減少率を統計的に分析した結果等をもとに、合理的な水準(平成23年 3月から8月については20%)で設定しています ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)実費を証する書類 領収書 等

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
観光業の風評被害 (外国人観光客の解約)	以下の要件のすべてをみたす方 □福島県、茨城県、栃木県、群馬県以外の都道府県に観光業を営む事業所を有する法人・個人事業主の方 □平成23年3月11日現在で外国人観光客の予約があった方 □「本件事故」により外国人観光客に関する解約(平成23年5月末までの解約に限ります)があった方	外国人観光客の予約解約による減収分(逸失利益)+追加的費用 ○外国人観光客の予約解約による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 平成23年3月11日現在の外国人観光客の予約人数 × 「本件事故」によるキャンセル率 × 予約1人あたりの逸失利益額 ※1 「本件事故」によるキャンセル率は「本件事故」による外国人観光客のキャンセル率から通常のキャンセル率を差し引いて算定していただきます ※2 予約1人あたりの逸失利益額は、予約1人あたりの平均売上単価に平均利益率を乗じて算出する方法と、基準年度の確定申告書等に基づく予約1人あたりの逸失利益額を用いて算出する方法があります ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)キャンセル率の増加を証する書類 宿泊管理台帳 (5)実費を証する書類 領収書 等
製造業の風評被害	□ 製造業を営む法人・個人事業主の方で、「本件事故」以降に現実に生じた買い控え等による風評被害を被られた以下の方 ①福島県(「避難等対象区域」外)に所在する事業所で物品の製造を行っている事業者の方(※)で、当該事業所で製造を行う物品について「本件事故」以降に現実に買い控え、取引停止等が生じたことにより損害を被られた方 ②放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等を受け、当該副次産物の引き取りを忌避されたことにより損害を被られた方 ③放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の取扱いに関する政府による指導等がなされた当該副次産物を原料として製品を製造していたことにより、買い控え、取引停止等の損害を被られた方 ※ 製造した物品の販売を行う事業者の方を含みます。 ④水の放射性物質検査の指導を行っている都県において、「本件事故」以降に取引先の要求等によって検査を余儀なくされた事業者の方	風評被害による減収分(逸失利益)+追加的費用 ○風評被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 基準となる売上高 × 貢献利益率 × 売上減少率 ※1 対象となる事業所分をお支払い ※2 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(材料費、直接労務費など)を控除して計算される利益 貢献利益率 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) / 売上高 貢献利益率は実績利益率(確定申告書等に基づき算出)を用いる方法と中小企業実態基本調査(平成21年度実績)を使用して算出した製造業の平均利益率を用いる方法があります ※3 売上減少率 = (基準となる売上高 - 対象期間の売上高) / 基準となる売上高 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等 ○検査費用 ・実費をお支払い	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)実費を証する書類 領収書 等
サービス業等の風評被害	□次に掲げるサービス業等を行っている方のうち、「本件事故」以降に現実に生じた商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念した消費者又は取引先により当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等により損害を被られた方 ①福島県(「避難等対象区域」外)に所在する事業所において販売を行う物品又は提供するサービス等に関して当該事業所において減収が生じた方 ②福島県(「避難等対象区域」外)に所在する事業所においてサービス等を提供する事業者さまであって、具体的なサービスの実施を依頼した事業者が来訪を拒否したことによって損害を被られた方 ③海外に在住する外国人が来訪して提供する又は提供を受けるサービス等に関し、日本に所在する事業所において発生した被害(外国船舶が日本の港湾への寄港又は福島県沖の航行を拒否したことによって、日本の事業者さまに生じたものを含みます)のうち、「本件事故」の前にすでに契約がなされていた場合であって、平成23年5月末までに解約が行われたこと(寄港又は航行が拒否されたことを含みます)により減収等が生じた方	風評被害による減収分(逸失利益)+追加的費用 ○風評被害による減収分(逸失利益) 1)販売を行う物品又は提供するサービス等に関して風評被害が生じた場合 ・逸失利益 = 基準となる売上高 × 貢献利益率 × (売上減少率 - 「本件事故」以外の要因による売上減少率) ※1 対象となる事業所分をお支払い ※2 貢献利益とは、売上高から売上に応じて変動する費用(材料費、直接労務費など)を控除して計算される利益 貢献利益率 = (粗利 + 売上原価中の固定費 - 経費中の変動費) / 売上高 ※3 売上減少率 = (基準となる売上高 - 対象期間の売上高) / 基準となる売上高 ※4 「本件事故」以外の要因による売上減少率は、阪神淡路大震災において福島県と同程度の影響を受けたと想定される地域の震災後のサービス消費の減少率を統計的に分析した結果等をもとに、合理的な水準(平成23年3月から8月については3%)で設定しています ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用、事業に支障が生じたために負担した費用等 ○風評被害に伴う減収分(逸失利益) 2)サービス等を提供する事業者から来訪を拒否されたことにより損害が発生した場合 ・逸失利益 = 売上の減少額 - 費用の減少額 - (違約金等の受取額 - 違約金等の支払額) ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (4)実費を証する書類 領収書 等

損害項目	賠償対象者	賠償基準	必要書類例
輸出に係る風評被害	<input type="checkbox"/> 以下の要件のいずれかに該当する法人・個人事業主さま ①日本からの輸出品並びにその輸送に用いられる船舶及びコンテナ等について「本件事故」以降に輸出先国の要求(輸出先国政府の輸入規制及び同国の取引先からの要求を含みます)によって検査費用の負担を余儀なくされた方 ②「本件事故」を要因とした輸入規制により生じた各種証明書発行費用等の追加的費用の負担を余儀なくされた方 ③日本からの輸出品について、「本件事故」以降に輸出先国の輸入拒否(輸出先国政府の輸入規制及び同国の取引先の輸入拒否を含みます)がされた時点において、すでに当該輸出先国向けに輸出されており、当該輸入拒否によって現実に廃棄・転売を余儀なくされたため生じた減収による被害あるいは追加的費用の負担を余儀なくされた方 ④日本からの輸出品について、「本件事故」以降に輸出先国の輸入拒否がされた時点においては輸出されていないが、すでに当該輸出先国向けに生産・製造されたものにかかる、当該輸入拒否によって現実に廃棄・転売又は生産・製造の断念を余儀なくされたために生じた減収による被害あるいは追加的費用の負担を余儀なくされた方	輸出品にかかる減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○輸出品にかかる減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 予定売上高 - 転売価格等(廃棄の場合は0として計算) - 費用の減少額 ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用(輸出先国または当該国の取引先からの要求に応じ実施した放射線検査費用)等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿謄本 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)実費を証する書類 領収書 (4)輸入拒否等があったことを証する書類 輸入拒否に係るプレスリリース 等
いわゆる間接被害について			
営業損害	<input type="checkbox"/> 「本件事故」と相当因果関係を有する間接被害を被られた法人・個人事業主さま ※1 間接被害とは、「本件事故」により第一次被害が生じたことにより、第一次被害者と一定の経済的関係にあり、当該経済的関係(取引等)に代替性がない第三者に生じた被害をいいます ※2 第一次被害とは、「本件事故」に伴い原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第3ないし第7に記載された避難指示、出荷制限指示、風評被害などにより賠償の対象となる損害をいい、第一次被害を受けられた方を第一次被害者といいます	間接被害による減収分(逸失利益) + 追加的費用 ○間接被害による減収分(逸失利益) ・逸失利益 = 売上減少額 - 費用減少額 ※ ご請求額は、損害の実態等に即してご算定いただきます ○追加的費用 ・実費をお支払い 放射線検査費用等	(1)身分を証する書類 法人さま:商業・法人登記簿 個人事業主さま:住民票 (2)事業を営んでいた事を証する書類 納税証明書 (3)第一次被害者との関係を証する書類 契約書 (4)従前の収入金額を証する書類 法人さま:決算書 個人事業主さま:確定申告書 (5)実費を証する書類 領収書 等
就労不能等に伴う損害	<input type="checkbox"/> 間接被害を被られた事業者さまの被用者の方で、間接被害により当該事業者さまの経営状態が悪化したため就労不能等となった方	※ 原則として上記対象事業者さまに対する営業損害としてお支払いさせていただきます ただし、被用者の方からご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	(1)就労の事実、就労形態を証する資料 就労状況証明書 (2)従前の収入金額を証する資料 給与明細 等
放射線被曝による損害について			
放射線被曝による損害	<input type="checkbox"/> 中間指針で示された対象者の方のうち、「本件事故」にかかる放射線被曝による急性又は晩発性の放射線障害により傷害を負い、治療を要する程度に健康状態が悪化し、疾病にかかり、あるいは死亡した方	※ ご請求があった場合、個別に対応について協議させていただきます	
その他			
地方公共団体等の財産的損害等		→「避難等対象区域」の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、「本件事故」の収束状況等を踏まえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めてご案内させていただきます。	